令和7年度 滋賀地方最低賃金審議会 第1回滋賀県一般機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録

開	催	日	時	令和7年9月29日(月) 13時34分~15時35分
開	催場所		所	滋賀労働局 共用会議室
出	席	状	況	公益代表委員 出席 2 人 (定数 3 人) 労働者代表委員 出席 3 人 (定数 3 人) 使用者代表委員 出席 3 人 (定数 3 人) 事務局 3 人
出	出 席		者	公益代表委員 伊藤 慧 片山 聡 労働者代表委員 榎並典朗 庄野英夫 西川伸吾 使用者代表委員 池田 健 川口剛史 水野 透 事務局 青木労働基準部長 足立賃金室長、 田原労働基準監督官
主	要議題		題	・部会長及び部会長代理の選出について・専門部会審議日程について・滋賀県一般機械器具製造業最低賃金の改正決定について(金額審議)
議	事	1	録	別紙のとおり

○足立室長

それでは、ただ今から、「令和7年度 第1回 滋賀県一般機械器具製造業最低賃金 専門部会」を開催いたします。

本日は、委員の皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきまして、ありがとうご ざいます。

本専門部会の出席状況について、報告します。

公益側代表委員2名、労働者側代表委員3名、使用者側代表委員3名の合計8 名のご出席をいただいています。

したがいまして、最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第 2項の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいていますので、本専門部 会が有効に成立していることを報告いたします。

本専門部会は第1回本審でも確認させていたとおり、滋賀地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項「ただし書」により、公労使の三者協議の場のみ、「公開」といたします。さらに、同規程第8条第2項及び第3項により、その「議事録」についてもホームページで公開することとなります。

よって、「同運営規程第7条第1項の規定により傍聴の申込みを受け付けましたが、本日は傍聴を希望される方がおられなかったことを報告します。

本日は第1回の専門部会ですので、部会長が決まるまでの間は、事務局が議事進行をさせていただきます。

まず、4月の人事異動で事務局メンバーが変わっておりますので、紹介いたします。

労働基準部長の青木です。

[起立、礼]

田原労働基準監督官です。

[起立、礼]

次に滋賀労働局労働基準部長の青木からご挨拶申し上げます。

○青木部長

本日は、ご多忙のところ特定(産業別)最低賃金専門部会にご出席をいただき、 厚くお礼申し上げます。また、日頃から公労使委員の皆様方には、県最賃、産別最 低賃金専門部会の委員として、格別のご尽力とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

おかげさまをもちまして、本年10月5日より、滋賀県最低賃金を1,080円に引き上げる旨、9月5日に官報公示いたしました。引上げ額、引き上げ率とも過去最大となったところです。滋賀労働局としては、この地域別最低賃金の周知・広報として、各市町の広報誌への記事掲載依頼、地元ケーブルテレビや地域コミュニティFMなどの放送メディアを用いた広報、Web広告の掲載、関係機関へのポスター・リーフレットの配布、また、10月2日には連合滋賀様と合同で街頭周知活動を行うなど様々な周知・広報の取組を予定しているところで、今後も、労働局、労働基準監督署、ハローワークが一体となって周知・広報に努めてまいる所存です。

さて、特定(産業別)最低賃金につきましては、6業種について、改正決定の申 し出をいただき、その内、最低賃金審議会で「改正決定の必要性あり」と答申のあ った4業種についてご審議いただくこととなりました。

特定(産業別)最低賃金は、ご承知のとおり、関係労使のイニシアティブによって設定されるものであり、労働局といたしましてもその産業の基幹労働者の労働条件にかかわる重要なものであり、また、労使の協議の補完といった面も有しているといったことから、非常に重要な制度であると認識しております。

本日から審議をいただく「一般機械器具製造業最低賃金」は改正される地域別最低賃金が発効すれば、地賃に埋没することとなりますので、地賃を上回る額での改正に向け、産業の景況等を踏まえつつ、丁寧かつ真摯な審議をお願いいたします。

委員の皆様方には、大変ご苦労をおかけいたしますが、関係労使のイニシアティブにより「全会一致」による改正決定となるよう、よろしくお願いします。

以上、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。 どうぞよろしくお願いいたします。

○足立室長

それでは、議題(1)「部会長及び部会長代理の選出について」に入ります。

最低賃金法第25条第4項で準用される同法第24条で「部会長及び部会長代理は公益を代表する委員のうちから委員が選挙する。」と規定されております。7月に開催しました公益委員会議で本部会の部会長には木下委員を、部会長代理は片山委員を推挙することとなりました。

皆さま、いかがでしょうか。

[異議なしの声。]

それでは、部会長は木下委員に、部会長代理に片山委員にお願いすることといたします。

それでは以後の進行は、片山委員にお願いいたします。

○片山委員

本部会の議事進行を務めます部会長代理の 片山 です。よろしくお願いします。 それではまず初めに、本日の資料について、事務局から説明をお願いします。

○田原監督官

それでは、本日の資料についてご説明申し上げます。

資料のNo.4以降について、説明させていただきます。

資料No.4、11ページは、「滋賀県最低賃金及び特定(産業別)最低賃金改正状況」

で、令和3年度以降の最低賃金額、引上額、引上率等を一覧表にしたものとなっており、本年10月5日発効の滋賀県最賃1,080円までを入力したものになります。

資料No.5、13ページは今年度の特定(産業別)最低賃金改正の申出状況となっております。

今年度、労働者側から6業種について改正の申出があり、事務局でその申出内容を確認したうえで、審議会にその必要性を諮問し、8月26日の第4回本審において4業種について、改正の必要性ありの答申を頂き、改正決定の諮問をいたしました。本部会においてはこのうち精密・電気機械器具製造業最低賃金について、委員の皆様方に金額審議をしていただくこととなります。

資料No.6、27ページは、令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表となっております。

資料No.7、29ページは、令和7年賃金改定状況調査結果の第4表となっております。

資料No.8、33ページは、大津財務事務所が公表しています令和7年7月判断の「滋賀県内経済情勢報告」となっております。総括判断として「緩やかに持ち直している」と判断されております。

資料No.937ページは令和7年6月速報として公表された滋賀県鉱工業指数となっております。生産指数、出荷指数は「2か月連続の上昇」、在庫指数は2か月連続の低下とされています。

資料No.10、51 ページは、「滋賀県景況調査結果報告書 令和7年度第1四半期」となっております。この調査は、滋賀県が県内の景気動向を把握するために四半期ごとに実施している調査であり、最新の調査結果となっております。結果の概要について、今期の県内企業の景況は、業況 DI は前期と比べて 0.5 ポイントの悪化であり、来期については、マイナス幅が拡大する見通しとされています。

資料No.11 は、令和7年7月分の雇用失業情勢となっております。7月の受理地別の有効求人倍率は、1.06 倍であり、就業地別の有効求人倍率は1.34 倍となっており

ます。

以上となります。

○片山部会長代理

ただ今の説明について、質問等ございますでしょうか。

〔質問等なし〕

○片山部会長代理

特になければ、議題(2)「専門部会審議日程について」に入ります。事務局から 説明してください。

○足立室長

お手元の資料№3、9ページをご覧ください。

本専門部会は第1回が本日、第2回が10月3日(金)9時30分から労働局会議室で、第3回は10月17日(金)9時30分から労働局会議室で開催いたします。

日程の決定に際しましては、事前に委員の皆さまから提出していただいた「日程調整表」を基に専門部会の定足数3分の2以上の出席を満たし、かつ部会長が出席できる日で、できるだけ多くの委員が出席できる日を選択いたしました。特に第3回専門部会は、労使委員全員が出席できる日で設定しています。

また、第5回本審で答申をいただく予定としており、10月29日(水)午前1 0時からとなっております。

今後、急用等で専門部会を【欠席】せざるを得ない事態が生じましたら、事前に、 わかり次第、事務局までメール又は電話でご連絡いただくとともに、労・使の委員の 皆様におかれましては、推薦母体にも併せてご連絡のほど、よろしくお願いします。 また、交通事情等により、開催時刻に間に合わない場合も事務局まで電話でご連絡ください。

欠席者の人数によっては、部会開催の定足数を下回るような場合も考えられます ので、よろしくお願いいたします。

また、事務局から場所の変更等があれば委員の皆様へメールでその都度お知らせいたしますので、事務局からのメールチェックについても、よろしくお願いします。 以上です。

○片山部会長代理

ただいまの事務局からの説明について、ご質問等はありませんか。

[質問等なし。]

特になければ、議題(3)「滋賀県一般機械器具製造業最低賃金の改正」(金額審議)に入ります。

この専門部会は、今日を含めて3回、開催が予定されています。

特定(産業別)最低賃金は、「労使のイニシアティブにより設定されるもの」との 原則に基づき、今年度の審議においても、合意形成に向けて、委員の皆様のご理解 とご協力をよろしくお願いします。

本日の専門部会は、最低賃金改正の実質的な審議を行う最初の会議のため、労・使 双方から基本的な"考え方"や"ご意見"などをお伺いして、その後、個別協議に入 り、金額の提示をお願いしたいと思います。

それでは、まず、労働者側からお願いします。

○榎並委員

言うまでもなく特定最低賃金は当事者である各産業の労使がイニシアティブを発

揮することが求められております。特定最低賃金の審議を通じて地域の産業の実態、 課題について、深堀りした議論を行い、金属産業にふさわしい基幹的労働者の最低 賃金を設定することによって産業の魅力向上とバリューチェーン全体の発展につな げていくことが重要であります。

また、特定最低賃金は労使が力を合わせて生産性の向上に取り組むきっかけになる特定最低賃金の設定や引上げには各社の労使が企業の垣根を越えて横の連携をとる必要があるため一企業では難しい取引価格の適正化や従業員への技能指導などを展開しやすくなる。また、特定最低賃金という手段使って、その産業の地域水準を上げること自体が人材獲得での競争力向上につながるとの指摘もございます。

人手不足が深刻なだけに経営者にとってもメリットがあるということを踏まえて 労働側としてこれからの審議を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく お願いします。

○片山部会長代理

次に使用者側から基本的な考えやご意見をお伺いいたします。

○池田委員

特賃専門部会に臨むにあたって、使用者側の考え方を述べます。

本年度は、地域別最低賃金が63円、6.19%という大幅な引上げとなりました。3%以上の引き上げを始めた平成28年度からの10年間で累計316円、41.4%の大幅な引上げとなっています。

地賃が大幅に引き上げられるなか、特定(産業別)最低賃金との差は急激に縮小 してきています。

法定3要素を産業別の観点でよく検討し、特賃が地賃に埋没するなら、特賃はその役割を終えたということになります。その時期が近付きつつあると考えています。 また、各企業は、特定の産業だけでなく、複数の産業にまたがって事業を行って いる場合もあり、産業別の括りで最低賃金を定めるのは適切でない場合があること も理解してもらいたいと思います。

特賃は、過去は存在意義があったと思いますが、すでに特賃が必要な合理的な理 由がなくなりつつあると考えています。

今年の地賃・特賃についての考えですが、本年度の地賃、63円(6.19%)引上げ、 1,080円は、消費者物価、一般の賃上げ、支払い能力の3つの観点から考えて、引上 げ額・率とも非常に高い水準だったと考えています。

特定(産業別)最低賃金の適正な引上げ額・率がどの水準であるか、地賃の目安に引っ張られることなく、最低賃金法に定める3つの要素を踏まえ、根拠を明確にして議論したいと思います。

全国の地賃の改定状況に目を向けると、今年は全国加重平均66円、6.26%の引上げとなりました。

目安を超える引上げとなったのは 39 道府県で、一見 滋賀県の引上げは低いように見えますが、実は発効日を 11 月以降としたところが 27 府県あり、現実には滋賀県の引上げ額は低くありません。むしろ高い部類に入ります。

使用者側は、労働者側の立場でも考え、ことさらに発効日の後ろ倒しを主張することはしませんでした。使用者側が自らの利益だけでなく、労働者側の利益も含めて、適正な水準を真摯に考える姿勢をとっていることを、委員の皆さんにはご理解いただきたいと考えております。

○片山部会長代理

ただ今、労使双方から基本的な考え方が表明されました。 これらに関して、その他にご意見等はございませんか。

〔意見なし。〕

ないようでしたら、これから具体的な金額審議に入りますが、例年どおり専門部会を休会として、労働者側・使用者側と個別に公益側と協議を進めるという形で、よろしいでしょうか。

[異議なしの声。]

それでは、今年度もそのように進めてまいります。

では、例年どおり労働者側から先に協議を行いたいと思います。

○労働者側委員

[はいの声。]

○片山部会長代理

それでは、まず、労働者側と公益側で個別協議し、次に使用者側と公益側で個別協議を行います。

労働者側は、検討の時間にどのくらい必要ですか。

○労働者側委員

15分いただきたいと思います。

○片山部会長代理

では、14 時 10 分から開始ということで、労働者側との個別協議を始めたいと思います。

事務局は、控室について説明をしてください。

○足立室長

個別協議に当たり、待機・検討していただく部屋を、4Fのテレビ会議室と5F の労働基準部長室を用意しております。

労働者側委員は4Fのテレビ会議室を、使用者側委員は5Fの労働基準部長室 をご使用願います。

私と田原監督官がご案内します。

○部会長

では、ここから休会といたします。

委員のみなさま、控室へご移動願います。

【専門部会休会】

〔労使各側に分かれての個別協議〕

【専門部会再開】

○部会長

それでは、専門部会を再開したいと思います。

本日の使用者側と労働者側の個別協議について若干ご意見をまとめますと、労働 者側は、高卒初任給あるいはリビングウェイジを根拠としたご提案がありました。

使用者側からは、賃改定状況調査第4表を出発点として物価の上昇を鑑みたご提 案がございましたが、本日のところは、合意には至りませんでした。

次回の第2回専門部会においては、労・使双方がさらに歩み寄っていただき、全会 一致による金額決定を目指して、労使ともにご協力をいただくようお願いたします。 なお、次回の個別協議は、使用者側から始めますので、よろしくお願いいたしま す。

議題(4)その他ですが、各委員から何かありましたらお願いいたします。

〔意見なし。〕

よろしいでしょうか。

最後に事務局から何かありますか。

○事務局(足立室長)

次回の第2回専門部会は、10月3日(金)午前9時30分から、この場所で開催します。委員の皆様、ご出席、よろしくお願いいたします。

○部会長

それでは、第1回 滋賀県一般機械器具製造業最低賃金専門部会は、これで終了いたします。

お疲れ様でした。